

新 城 市 議 会

総 務 消 防 委 員 会

平成30年3月12日（月曜日）

総務消防委員会

日時 平成30年3月12日（月曜日） 午前9時00分開会
場所 委員会室

本日の委員会に付した事件

1 総務部、企画部、消防本部

第3号議案	「質疑・討論・採決」
第4号議案	「質疑・討論・採決」
第5号議案	「質疑・討論・採決」
第6号議案	「質疑・討論・採決」
第7号議案	「質疑・討論・採決」
第8号議案	「質疑・討論・採決」
第56号議案	「質疑・討論・採決」
第57号議案	「質疑・討論・採決」

出席委員（6名）

委員長 鈴木達雄	副委員長 山田辰也
委員 竹下修平	佐宗龍俊 小野田直美 村田康助
議長 丸山隆弘	

欠席委員 なし

説明のために出席した者

総務部長、企画部長、消防長の他、議案関係の副課長以上

事務局出席者

議会事務局長 西尾泰昭 議事調査課長 金田明浩 書記 松井哲也

開 会 午前9時00分

○鈴木達雄委員長 ただいまから総務消防委員会を開会いたします。

本日は、9日の本会議におきまして、本委員会を付託されました第3号議案から第8号議案まで、第56号議案及び、第57号議案の8議案について審査いたします。

審査は説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

それでは、第3号議案 城市職員の退職手当に関する条例等の一部改正を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

村田委員。

○村田康助委員 この退職手当ですが、国家公務員退職手当法の一部の改正を踏まえてということですが、現在の安倍内閣は財界に対しても基本的な賃金の引き上げ等をやっておるわけですが、なぜ退職金だけ下げようという、その意図ってというのは何ですか。わかる範囲で教えてください。

○鈴木達雄委員長 鈴木秘書人事課長。

○鈴木隆司秘書人事課長 国家公務員の待遇につきましては、ちょっとどのような考えでということがはっきりしませんが、情報として流れてきておることにつきましては、人事院が5年ごとに国家公務員の退職手当について、官民の比較調査を実施しておると。直近ですと、28年に実施して、その調査の結果を踏まえて、国家公務員の退職手当のほうの引き下げを本年の1月1日をもって退職手当法の改正をして実施をしたというところでありますので、その官民の格差を人事院の調査のほうでちょっと、余りにもといますか、その時点での調査ですと、78万何がしが上回っておったということでありますので、官民の格差をなくすために実施をしたということで承知しております。

以上です。

○鈴木達雄委員長 村田委員。

○村田康助委員 基本的には民間のほうが安くて、国家公務員のほうが高いという認識なんです。それは、財政上の問題だとか、そういうことでは全く関係なしに、ただ市場調査といえますか、そういうことの認識でよろしいのでしょうか。

○鈴木達雄委員長 鈴木秘書人事課長。

○鈴木隆司秘書人事課長 その調査につきましては、人事院の資料を見ますと、規模が50人以上の民間企業約4万2,000社から無作為抽出して実施をした結果、国家公務員のほうが民間より高かったというような結果を踏まえて、退職手当を引き下げたということでございます。

○鈴木達雄委員長 ほかに質疑はありますか。

[発言する者なし]

○鈴木達雄委員長 質疑なしと認めます。質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありますか。

[発言する者なし]

○鈴木達雄委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第3号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○鈴木達雄委員長 異議なしと認めます。よって本議案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、第4号議案 新城市財産区管理会条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

村田委員。

○村田康助委員 ここで委員の報酬額が日額7,500円って出ておるんですけど、これってというのは、日額のこの費用弁償の作業という

のは単なる会議だけなんですか、それとも財産区の人たちが山へ行って管理する日当も7,500円なのか、その辺のちょっと、判断基準を教えてください。

○鈴木達雄委員長 吉林まちづくり推進課長。

○吉林和久まちづくり推進課長 主には会長会議と、あと財産区、ヒアリングしますので、予算決算の段階で、そのヒアリング、あとは協会確認ですかね。協会を財産区の管理下の委員として、その身分として出ていくものの会議、境界立会は、最低その3点については、報酬で、あとは労務とかの場合は、日額の賃金等で処理する場合もございます。

○鈴木達雄委員長 村田委員。

○村田康助委員 すいません、この委員としての報酬とその労務との差って、財官の仕事ってチェーンソー持ってったり、なぜ、地下足袋履いてって、なんせ重労働じゃないですか。山を歩くだけでも、僕ら境界の立ち合いに行くだけでも。その労務費っていうのは、大体、各財官じゃ、僕らようわかんないですけど、幾らぐらい見ておるんですか、市としては。

○鈴木達雄委員長 吉林まちづくり推進課長。

○吉林和久まちづくり推進課長 そのあたりは、25年からの財産区との調整をもちまして、原資の少ない財産区から豊富な財産区まであると、労働においても昔から無償でやってきたところもあると、そういうところもくみまして、その労賃については各財産区の規定で設けてくださいということで、各財産区の規定で設けていただくことになっております。

○鈴木達雄委員長 ほかに質疑はありませんか。

竹下委員。

○竹下修平委員 本議案についてですが、財産区管理委員の報酬の額を統一するというところで、統一するに当たってこの日額7,500円、その金額に対して市民から高すぎるんじゃないかとか、逆に低すぎるんじゃないかとか、

そういった意見がもし出てましたらお聞かせいただきたいと思います。

○鈴木達雄委員長 吉林まちづくり推進課長。

○吉林和久まちづくり推進課長 ヒアリング等を行っていく中で、財産区管理会の中からはそのような話は出てないですし、地域に行つてこの報酬、その他統一基準を説明させていただいた中でも高すぎるというようなことは、特には出てなかったです。

○鈴木達雄委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○鈴木達雄委員長 質疑なしと認めます。質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○鈴木達雄委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第4号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木達雄委員長 異議なしと認めます。よって本議案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に第5号議案 新城市消防団員等公務災害補償条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

村田委員。

○村田康助委員 公務員のこの災害補償でこうやって上げていただいて、被消防団の団員の皆さんの補償をきちんとするというふうなことは非常にいいことだというふうに考えております。

現実に私も2年ぐらい前、全国議長会が福島であったときに、または南相馬市へお邪魔したときに、あそこはやはり海辺で、大勢の消防団の方が亡くなりました。そういうよう

な中で、やはり消防団の皆さんが第一線でこの防波堤を閉めに行ったり、そういうので亡くなっておられるわけですが、そういうような中で、新城市の場合ですと、これは217円の件だけなんです、相対的に新城市の場合の補償内容ですが、これやはり全国统一なんです、例えば死亡の金額だとか、そういうもの、こういうものは大体全国一律になっておるのでしょうか。わかる範囲で教えていただきたいと思います。

○鈴木達雄委員長 山田消防総務課長。

○山田康司消防総務課長 この非常勤消防団員等に係る災害補償の基準を定める政令ということで、国から上位法から出てきて、それを新城市の条例に当てはめてるような形で、ほかの消防本部等もこの国からの政令の基準により、各市町村の補償条例を改正してるような形になってると考えております。

以上です。

○鈴木達雄委員長 村田委員。

○村田康助委員 すいません、私が消防に入ったのなんかはもうかなり、35年も昔の話なもので、今の補償っていうのは、例えば死亡だとか、入院だとか通院だとか、こういうようなもの、大体なものでいいですから、大体どのくらいの基準になってくるのか、ちょっと教えてください。わかる範囲でよろしいです、大体で。

○鈴木達雄委員長 山田消防総務課長。

○山田康司消防総務課長 基準の資料、ちょっと今手持ちに持っていないので、後ほど提示するような形でよろしいでしょうか。

手当に関しては、障害、死亡、重度、重症にあとあと身体に残るような障害等の補償があります。各団員さんの各階級によって、また最上の階級によって保障されるというような形になります。

以上です。

○鈴木達雄委員長 ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○鈴木達雄委員長 質疑なしと認めます。質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

○鈴木達雄委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第5号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○鈴木達雄委員長 異議なしと認めます。よって本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に第6号議案 新城市手数料条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○鈴木達雄委員長 質疑なしと認めます。質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

○鈴木達雄委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第6号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○鈴木達雄委員長 異議なしと認めます。よって本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に第7号議案 新城市火災予防条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○鈴木達雄委員長 質疑なしと認めます。質

疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○鈴木達雄委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第7号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木達雄委員長 異議なしと認めます。よって本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に第8号議案 新城市鳳来総合支所周辺地域総合開発計画策定委員会条例の制定を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

小野田委員。

○小野田直美委員 条例の中にあります第4条の内、学識経験を有する者といった人が入ってるんですけど、これ説明があったかどうかちょっと思い出せなくて申しわけないです。

ここは、どういった専門的な人とか、どのような分野を専門的にやっている人、どういったことを研究している人が適任なのかということをちょっと教えていただきたいと思えます。

○鈴木達雄委員長 松井鳳来総合支所地域課長。

○松井康浩鳳来総合支所地域課長 学識経験を有する者につきましては、現時点では、大学の先生を考えております。専門分野で今考えておりますのは、都市計画とか地域計画の関係をやってみえる先生にお願いしようということしております。

以上でございます。

○鈴木達雄委員長 小野田委員。

○小野田直美委員 大学の先生にお願いするということで、地域計画等を専門に行ってみ

える方ということですね。

この総合開発計画策定委員会で、学識経験者の人には主にこういった役割を期待しているのかというところを教えてください。

○鈴木達雄委員長 松井鳳来総合支所地域課長。

○松井康浩鳳来総合支所地域課長 学識経験の方には市民の方の意見を踏まえて、専門的な知識をお持ちですので、専門的な立場からアドバイスをいただくような形で意見をいただければというふうに考えております。

○鈴木達雄委員長 竹下委員。

○竹下修平委員 8号議案の第8条についてですが、この条例に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定めるということで、例えばこの委員の交通費、そういったものの支給であったりとかもこの8条の中に含まれるかどうかお伺いします。

○鈴木達雄委員長 松井鳳来総合支所地域課長。

○松井康浩鳳来総合支所地域課長 委員の皆さんの交通費につきましては、新城市特別職の職員で、非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例のところ、交通費等を含んでお支払いをいたします。

以上でございます。

○鈴木達雄委員長 竹下委員。

○竹下修平委員 わかりました、ありがとうございます。

では、この8条の中で、例えばほかにもこういった委員会を設置したりとか、いろいろあると思うんですけど、実際、8条の中で市長に定めてもらう必要がありそうな事項がもし想定できるものがありましたら、お伺いしたいです。

○鈴木達雄委員長 松井鳳来総合支所地域課長。

○松井康浩鳳来総合支所地域課長 策定委員会を開催するに当たりまして、運営の要領みたいなものを定めていく必要があるかなと今

考えております。

○鈴木達雄委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○鈴木達雄委員長 質疑なしと認めます。質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○鈴木達雄委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第8号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木達雄委員長 異議なしと認めます。よって本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に第56号議案 権利の放棄を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

村田委員。

○村田康助委員 この法人は、城北のあいちゃさんの名称が債務者として出てるわけですが、全く連絡がつかないってということで、こういう形になったという経過ですか。

○鈴木達雄委員長 阿部情報システム課長。

○阿部和弘情報システム課長 今回のこの案件につきましては、直接債務者とやりとりというのは、最初の請求書の送付から督促状の送付は債務者宛に送付しておりますが、それ以降につきましては、もう破産手続が始まっておりますので、破産管財人が事務処理のほうを全て行っておりますので、督促状も恐らく破産管財人のほうに届きまして、それからすぐ一日、二日ぐらいで破産管財人のほうから市役所のほうに連絡がありまして、そこからは破産管財人を通じてという処理が続いておりました。

○鈴木達雄委員長 ほかに質疑はありませんか。

佐宗委員。

○佐宗龍俊委員 経緯等は、先日の本会議質疑等でも伺いましたが、基本的に金額が少ないということはあるんですが、今後同じようなことがもしあった場合もありますので、要は、今回、この事例を参考にして、今後こういうことが起こらないようにするには何かお考えがあるのか。

○鈴木達雄委員長 阿部情報システム課長。

○阿部和弘情報システム課長 この債権のほうの回収ができない、破産される方への対応という意味合いですかね。

○鈴木達雄委員長 佐宗委員。

○佐宗龍俊委員 とりあえず、この事例に対して、要は、市側がこうしてたらよかったですとか、何か。

○鈴木達雄委員長 阿部情報システム課長。

○阿部和弘情報システム課長 今回の案件ですと、本会議質疑のほうでも御説明させていただいたと思うんですが、本来5,400円という債務が発生しておりますので、債務のほうを届けますと、少なからず配当があれば、100円、200円という配当が戻ってくるべき案件であったと思いますが、裁判所のほうとの手続の中で、その辺のやりとりが裁判所のほうから案内等がありませんでしたので、こちら、ちょっと待ちの状態で、都度都度電話等で確認はしておりましたが、その手続が終了せずに破産のほうの手続だけ終結してしまったということで、その点につきましては、今後もしこういう同様な案件があれば、手続のほうを確実に、早目取るっていうのは、市としては考えておりますが、債務者が破産するしないというのは、御本人の判断ですので、それをちょっと防ぐというのは、ちょっと市としては考えにくいかなと思っております。

○鈴木達雄委員長 発言については、挙手の

上、指名してからお願いいたします。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○鈴木達雄委員長 質疑なしと認めます。質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○鈴木達雄委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第56号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木達雄委員長 異議なしと認めます。よって本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に第57号議案 新城市名号温泉施設の指定管理者の指定を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

小野田委員。

○小野田直美委員 指定期間なんですけど、また今回も3年ということなんです。湯谷園地とか文化会館は3年、2年なんですけど、ほかのところは軒並み5年になっているところは、ここが3年というのは何か理由があるのでしょうか。

○鈴木達雄委員長 松井鳳来総合支所地域課長。

○松井康浩鳳来総合支所地域課長 指定管理期間につきましては、事業の継続性とか安定性の観点から多くの施設が5年っていうふうになつております。名号温泉の場合は、指定管理料に頼らずに、利用料金で運営を賄うことを前提として、そういう施設でございます。28年度末の内部留保が2,280万円余りあります。28年度は前年ながらちょっと赤字決算でありましたけども、指定期間を3年ということで、経営努力で収支の改善を目指す

ということで3年ということでありまして。

以上でございます。

○鈴木達雄委員長 小野田委員。

○小野田直美委員 入場者数の推移というのは、ここ最近どうなんでしょうか。わかれば結構です。

○鈴木達雄委員長 松井鳳来総合支所地域課長。

○松井康浩鳳来総合支所地域課長 施設の利用者数ということでよろしいでしょうか。

○鈴木達雄委員長 小野田委員。

○小野田直美委員 はい。

○鈴木達雄委員長 松井鳳来総合支所地域課長。

○松井康浩鳳来総合支所地域課長 ここ3年ですけども、平成26年度が5万5,931人、それから平成27年度が5万5,020人、それから平成28年度が5万5,194人と、ほぼ横ばいの状況でございます。

以上でございます。

○鈴木達雄委員長 小野田委員。

○小野田直美委員 横ばいの状態ということなんですけど、この組合というのは、当初から組合でずっと管理していただいているのでしょうか。

○鈴木達雄委員長 松井鳳来総合支所地域課長。

○松井康浩鳳来総合支所地域課長 名号温泉、平成23年にオープンしておりますけども、当初から名号事業組合がやっております。

以上でございます。

○鈴木達雄委員長 小野田委員。

○小野田直美委員 ありがとうございます。この指定管理の選定方法なんですけど、ずっと任意で行っていますでしょうか。

○鈴木達雄委員長 松井鳳来総合支所地域課長。

○松井康浩鳳来総合支所地域課長 任意ということでございます。この名号温泉施設が、施設、地元要望によりまして、大島ダムの水

源地域の振興事業の一環として建設されたというような経緯がございまして、そのように行っております。

以上でございます。

○鈴木達雄委員長 小野田委員。

○小野田直美委員 任意ということは、選定委員会とかそういうものが選定しているのかどうかということを教えてください。

○鈴木達雄委員長 松井鳳来総合支所地域課長。

○松井康浩鳳来総合支所地域課長 公募によらない指定管理者の候補の選定ということで行っております。

○鈴木達雄委員長 小野田委員。

○小野田直美委員 ということは、今回も選定委員会で選定されたということですか。

○鈴木達雄委員長 松井鳳来総合支所地域課長。

○松井康浩鳳来総合支所地域課長 選定委員会というものは開催をしておりません。

○鈴木達雄委員長 小野田委員。

○小野田直美委員 ということは、誰が選んだんでしょうか。

○鈴木達雄委員長 松井鳳来総合支所地域課長。

○松井康浩鳳来総合支所地域課長 この件につきましては、名号温泉のほうから申請がありまして、その申請を受けましてこちらのほうで決めております。

○鈴木達雄委員長 小野田委員。

○小野田直美委員 ということは、市長が認定したというふうに捉えてよろしいんでしょうか。

○鈴木達雄委員長 松井鳳来総合支所地域課長。

○松井康浩鳳来総合支所地域課長 そういうことでよろしいと思います。

○鈴木達雄委員長 小野田委員。

○小野田直美委員 ということは、市が選定したということでしたら、今後同じような

選定基準に照らして、総合的に判断するというような形で今回選定されたと思うんですが、どういった点で今回もこの組合になったのかということをお教えてください。

○鈴木達雄委員長 松井鳳来総合支所地域課長。

○松井康浩鳳来総合支所地域課長 名号温泉、名号事業組合につきましては、これまで名号温泉のほうを管理をしてきていただいております。

平成28年度、赤字でございましたけども、それぞれ事業年度ごと、毎月イベントとかを行いまして、営業努力はしっかりしていただいております。利用者からの収入で何とか賄っている、ちょっと赤字の部分もありますが、というところで考えて、選定というか、というふうにしております。

○鈴木達雄委員長 小野田委員。

○小野田直美委員 ということは、赤字であったけど、今後営業努力をされていくであろうという、期待というのか見込みで今回も3年間この名号事業組合にお願いする、委託するというような考えでよろしいでしょうか。

○鈴木達雄委員長 松井鳳来総合支所地域課長。

○松井康浩鳳来総合支所地域課長 今後も、営業努力をされて、黒字に持っていかけていただくようにというところがございます。

○鈴木達雄委員長 小野田委員。

○小野田直美委員 ということは、来年度の事業計画等々はあるんでしょうか。

○鈴木達雄委員長 松井鳳来総合支所地域課長。

○松井康浩鳳来総合支所地域課長 平成30年度の事業計画は、これからこちらのほうに出ってくる予定になっております。

○鈴木達雄委員長 小野田委員。

○小野田直美委員 ということは、今後出てくるということなんですけど、その辺、ですから、今後に期待すると言いながら、まだ事業

計画見ていないという、そのあたりどうやって市はよしとしたのかっていうところがちょっとわからないんですけど、もうちょっと納得できるようにあったらお願いします。

○鈴木達雄委員長 松井鳳来総合支所地域課長。

○松井康浩鳳来総合支所地域課長 指定管理者を決めるに当たりまして、この名号事業組合の役員の方とは何回かお話をさせていただいております。

そういった中で、これまでのイベントとか、運営してきたところ、それからそこらへんの反省も踏まえ、それから三遠南信自動車道が開通して、一時的にちょっとよくなったんですけども、その後、やはり元に戻ったということもあります。リピーターの方も結構お見えになりますので、そういった方の確保とそれから今後また、ここ毎月イベントを行っておるわけなんですけども、そういったPRもかなり力を入れていくということで話を聞いておりますので、そういったことも含めてでございます。

○鈴木達雄委員長 ほかに質疑はありませんか。

佐宗委員。

○佐宗龍俊委員 この指定管理団体の事業組合なんですけど、それ以外にほかの公募団体というのはありましたか。

○鈴木達雄委員長 松井鳳来総合支所地域課長。

○松井康浩鳳来総合支所地域課長 ございません。

○鈴木達雄委員長 村田委員。

○村田康助委員 名号温泉の事業組合さんが一生懸命やっていただいて、非常に感謝を申し上げます。もうちょい下の湯谷温泉については、前視察に行ったときに大分悪くて、施設やなんかをこう市でテコ入れっちゅたらおかしいですけど、改修しながら、より使いやすいものにしてもらったわけですけど、名号

温泉については、そういうような組合に負荷のかからないような形できちんと温泉事業が流れるような形での対応は、市としてはちゃんとやっていただいておりますか。

○鈴木達雄委員長 松井鳳来総合支所地域課長。

○松井康浩鳳来総合支所地域課長 基本的には、施設の修繕等は名号事業組合でやっていただくことになっておりますが、泉源ポンプとか、そういったことは市のほうでやるということとなっております。

○鈴木達雄委員長 村田委員。

○村田康助委員 ちょっと、私その、湯谷のほうの施設と名号のほうの事業運営形態がいまいち理解してなくてしゃべってるものでいけないんですけど、大体運営、市が施設の維持管理に対する割合というのは、ゆ〜ゆ〜ありいなもその名号の温泉施設も基本的には同じような形で市は応援してるというか、そういう形になっておるんですか。

○鈴木達雄委員長 田中鳳来総合支所長。

○田中秀典鳳来総合支所長自治振興課参事 湯谷のゆ〜ゆ〜ありいなことを言われておると思いますが、ありいなほうにつきましては、鳳来町時代に町民の健康増進だとか、あとは集客、湯谷温泉への集客に向けた施設というような位置づけで、施設が開設されております。湯谷温泉のほうにつきましては、今指定管理のほうでやっていただいておりますが、そちらのほうには指定管理を恐らく、観光課の担当になりますもんですから、細かい点はわかりませんが、管理料は払われておりますが、名号温泉のほうにつきましては、設置目的が大島ダムの地域振興策に伴う地元要望からつくられました施設でありますので、地元が管理、運営をするという前提のもとに最初、施設が設置されております。その中で、その収益を上げていただいて、その収益の中で地元が管理をするというような取り決めでこれまで流れてきておりますので、若干その

あたりは違っておるかとは思いますが、ただ、利益のほうがなかなか厳しくなってくるといところで、まだ内部留保が若干あるもんですから、そのあたり、地元との調整をしながら、今後施設の維持をどうしていくのかっていうのは、今後の課題になろうかと思っております。

以上です。

○鈴木達雄委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○鈴木達雄委員長 質疑なしと認めます。質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○鈴木達雄委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第57号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木達雄委員長 異議なしと認めます。よって本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

なお、委員会の審査報告書及び委員長報告の作成については委員長に一任願いたいと思っております。

これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木達雄委員長 異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

これをもちまして、総務消防委員会を閉会といたします。

閉 会 午前9時36分

以上のとおり会議の次第を記録し、これを証するために署名する。

総務消防委員会委員長 鈴木達雄